

第 1 章

計画策定にあたって

第 1 章

1. 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、高度情報化やグローバル化^{*1}の進展、地球規模での環境問題の深刻化、少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化は、私たちの市民生活にも様々な変化をもたらそうとしています。

一方、地方自治においては、明治以来から連綿と続けられてきた中央集権体制による国づくりが、平成12年の地方分権一括法の成立により劇的な転換を遂げ、自らの意思と責任に基づく地域づくり、つまり、小さな政府「住民自治による地域づくり」へと変化しました。

この「三豊市新総合計画」は、合併時に策定した「新市建設計画」をさらに発展させ、市民・行政がそれぞれの機能と力を合わせることにより、本市の抱える課題を克服し、「自主・自立」を基本理念とする新しいまちづくりへの目標と指針を示すものであり、計画期間である平成21年度からの10年間を「自立への助走路」として位置づけるものです。

2. 計画の性格と役割

(1) 三豊市経営の最高方針

本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画で、地方分権^{*2}時代に即した自主・自立のまちを経営していくための指針となるものであり、市の各種計画や施策の基本となるものです。

(2) 市民のまちづくり活動の指針

市民・市民組織・民間企業・行政が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの役割と創意工夫によって目標の実現を図るためのまちづくり活動の指針となるものです。

(3) 国・県・周辺市町に対する三豊市の主張

国や香川県、周辺市町に対し、必要な施策や事業を要請していくための本市の主張を示すものです。

※1 グローバル化…人や物、情報、資金等の国境を越えた移動が活発化し、地球規模での結びつきが強まること

※2 地方分権…国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革

3. 計画の構成と期間

(1) 構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

①基本構想

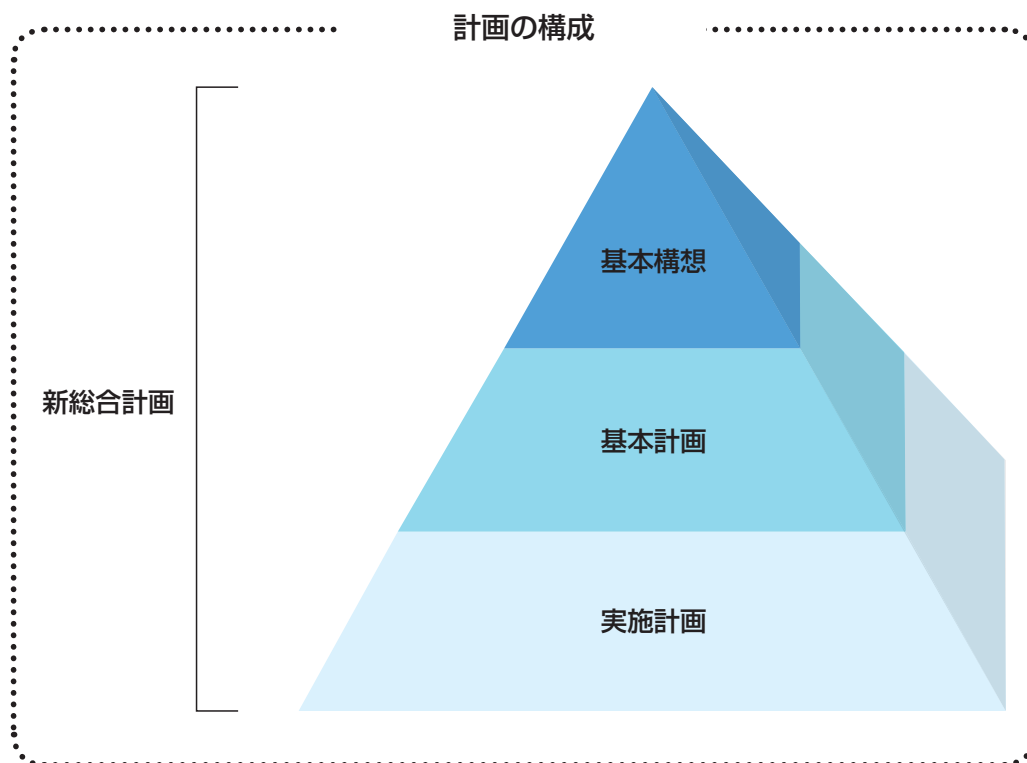
基本構想は、本市がめざす将来像と、その実現のための基本目標や施策、施策の大綱など、市政運営の基本方針を示したものです。

②基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、各分野で取り組むべき施策の内容や具体的な数値による成果指標などを明らかにしたものです。

③実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事業の内容や財源などを示したもので、別途策定するものとしてします。



(2) 期間

①基本構想

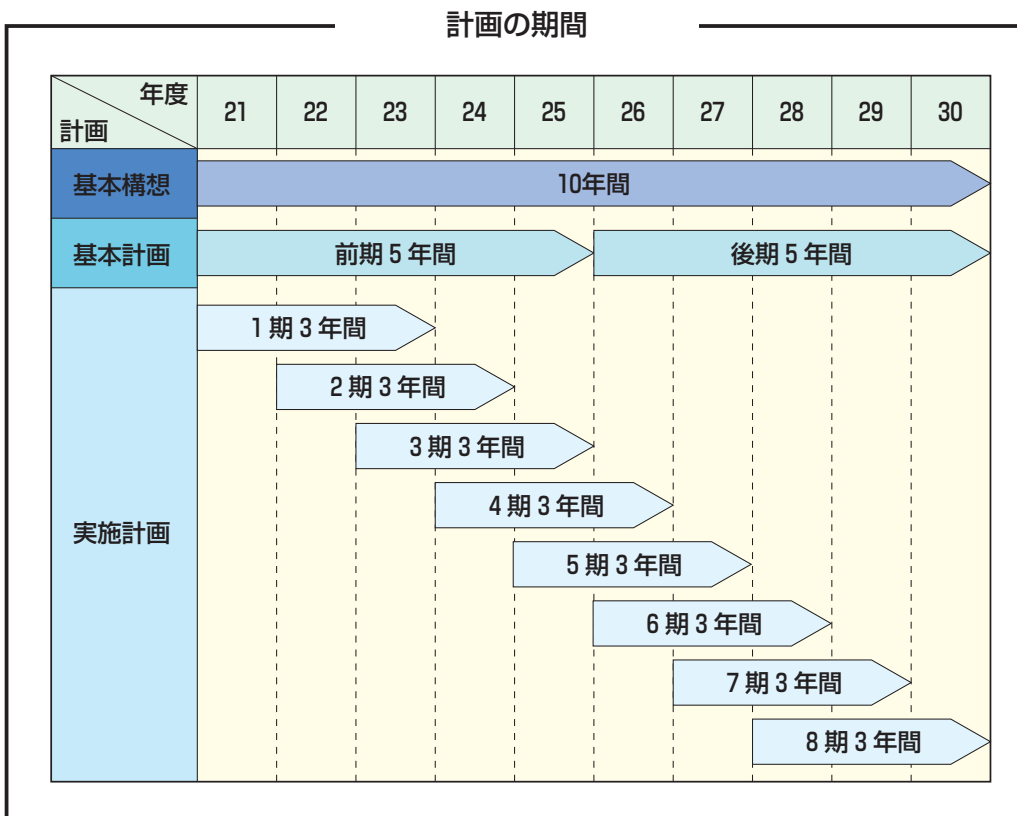
基本構想は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とします。

②基本計画

基本計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を前期基本計画、平成26年度から平成30年度までの5年間を後期基本計画とします。

③実施計画

実施計画は、3年間を計画期間とし、ローリング方式^{※3}により見直しを行います。



※3 ローリング方式…毎年度見直す方式